

下関市
SHIMONOSEKI

質問団体名	被害者 金山三郎様及び日本とコリアを結ぶ会 代表 鍬野保雄様
質問内容	1. 詐欺、不法投棄、不動産侵奪は犯罪ではないですか？ 2. 建設残土に産業廃棄物（コンクリートがら等）が混入している状態は産業廃棄物の保管基準違反（廃棄法第12条第2項）であり不法投棄とされ罰則もあります。誰が捨てたか分からないで済みますのではなく、関連業者の産業廃棄物管理票交付等状況報告書の確認等から、市として当該業者に「改善命令」を出す必要はないですか？ 3. 1と2の場合、環境省の「行政処分の指針」（環循規発第2104141号 令和3年4月14日 同指針P43～44 参照）に基づき警察と連携するなどして積極的に不法投棄の問題解決をはかるべきではないですか？ 4. 3を行わずに犯罪被害者・金山三郎氏の訴えを無視して、本件を犯罪としてこなかったことは「公務員の告発義務」（刑訴法第239条第2項）に違反し、それは規制権限を有する者の規制権限不行使として職権濫用罪（刑法193条）に該当しませんか？ 5. U氏により下関市も同様の不法投棄により大損害を受けました。黒井の16年以上も放置されたままの建設残土等には土壌検査の結果、特定有害物質の混入が判明しており、周辺地域への土壌汚染の可能性もあります。このような特定有害物質に汚染された建設残土等を放置したままで良いですか？ 6. 公務員には憲法擁護義務がありますが、同じ加害者による同様の犯罪行為に対してかたや告訴状を受理し、かたや不受理ということは「法の下での平等」（憲法第14条）に反するのではないですか？ 7. 下関警察署が告訴状不受理の理由として金山氏に「市の回答にもとづいて不受理を決めた」と言ったが、市は下関警察署にどのように回答しましたか？
回答	上記のすべての質問に対して、これまで通知しているとおり回答いたしません。 令和7年11月13日 下関市長 前田 晋太郎